

事後審査型制限付一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年12月7日

大阪市水道局長 河谷 幸生

案件名称及び予定数量	真田山加圧ポンプ場で使用する電気	941,500 kWh
履行場所	大阪市天王寺区空清町7-18	
履行期間・履行期限	平成31年4月1日～平成32年3月31日	
概要	案件名称及び予定数量に同じ	
入札方式	事後審査型制限付一般競争入札	
最低制限・調査基準価格適用の有無	無	
入札参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13 その他代行：15電力供給・売買」で登録していること</li> <li>「大阪市電力の調達に係る環境配慮指針」に基づく入札参加資格を有すること なお、入札参加資格を有していない者は、平成30年12月21日までに「大阪市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」(<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000017722.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000017722.html</a>)を環境局環境施策部環境施策課に提出すること。 大阪市電力調達に係る環境配慮指針に関しては、環境局環境施策部環境施策課（電話06-6630-3264）に問い合わせること なお、評価点が70点に満たない電気事業者については、入札参加資格審査資料提出時に「グリーン電力証書の大阪市への譲渡予定量報告書」を提出すること。</li> <li>電気事業法第2条の2による小売電気事業の登録を受けている者であること</li> </ul>	
設計書・仕様書	配布開始日	平成30年12月7日
	配布方法	本市水道局ホームページ上にて配布する。
仕様書等に対する 質問・回答	質問締切日時	平成30年12月28日17時00分
	質問方法	本市水道局ホームページ上に掲載している別紙の様式を使用することにより作成し、無記名（社名が本市にわからないよう）で、電子メール（必ず開封済みを要求すること）にて【 <a href="mailto:tyoutatu@suido.city.osaka.jp">tyoutatu@suido.city.osaka.jp</a> 】まで送信すること。
	回答日	平成31年1月11日から入札日まで
	回答方法	水道局ホームページ「水道局入札契約のお知らせ」に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。 <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000026189.html">http://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000026189.html</a>
入札場所	大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟 9階 水道局総務部管財課入札室	
入札日時（即時開札します）	平成31年1月17日14時00分	
入札書類	本市水道局ホームページ上で配布している入札書に電気料金内訳書を添付し、割印のうえ提出すること。	
入札方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>本契約は単価契約であるため、入札にあたっては基本料金単価及び従量料金単価を記載すること。</li> <li>入札金額の算定は、必ず当局が指定する別紙の電気料金内訳書を用いて算定すること。なお、入札書に金額を記載する際は、電気料金内訳書に記載した金額と齟齬の無いよう注意すること。また、入札金額に「燃料費調整額」及び「再生可能エネルギー発電促進賦課金」は含めないものとする。</li> <li>入札は、本人又はその代理人が行うものとする。代理人が入札をする場合は、入札時に別途委任状を作成し、提出するものとする。</li> </ul>	
入札参加資格審査資料等提出日時	開札日～開札日の翌開庁日17時30分	
入札参加資格審査資料	グリーン電力証書の大阪市への譲渡予定量報告書。ただし、左記報告書を提出することで入札参加資格が認められる場合にのみ提出すること。	
入札参加資格審査資料等提出先	水道局総務部管財課 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟 9階 電話 06-6616-5462	
落札決定（予定）日	平成31年1月24日とするが、入札参加資格の審査状況等により延期する場合がある。	
契約保証金	要。ただし、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）第34条第1項の各号のいずれかの規定に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。	
前払金	無	

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市が交付した入札書及び電気料金内訳書を用いないでした入札は無効とする。</li> <li>・再度入札は1回限りとする。なお、入札書及び電気料金内訳書は実施時に配布する。</li> </ul> <p>再度入札は初度入札の開札後すぐに行うため、入札書及び電気料金内訳書の作成に必要な使用印等を持参しておくこと。</p> <p>ただし、入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札者または契約の相手方に決定された時は、遅滞なく大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。（契約金額が500万円以上の案件に限る。）</li> </ul> <p>誓約書を提出しない場合は、その者に係る入札は無効とする。</p> <p>また、当該誓約書を提出しなかった落札者又は契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市電力の調達に係る環境配慮指針に基づく「グリーン電力証書の大阪市への譲渡予定量報告書」を提出することで入札参加資格が認められた落札候補者が同証書を無償譲渡しないときは、契約の締結を行わないものとする。</li> <li>・契約の締結は平成31年度予算が発効したときとする。</li> </ul>
<p>入札担当</p>	<p>水道局総務部管財課  大阪住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟 9階  電 話 06-6616-5462</p>
<p>設計担当</p>	<p>水道局工務部柴島浄水場  大阪市東淀川区柴島1-3-14  電 話 06-6815-2361</p>
<p>契約担当</p>	<p>水道局総務部管財課  大阪住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟 9階  電 話 06-6616-5462</p>

(別添資料)

平成 30 年 12 月 7 日

## 平成 31 年度の電力調達における燃料費調整の算定方法に関する補足説明

契約書第 13 条の「燃料費調整の算定方法については、算定時に有効な関西電力株式会社が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）によるものとする。」について、当然にご承知のことと存じますが、念のため以下のとおり補足説明しておく。

### 記

燃料費調整制度とは、事業者の効率化努力の及ばない燃料価格や為替レートの変動による影響を外部化するため、従量料金単価算定時の燃料調達コストに見合う平均燃料価格を「基準燃料価格」として設定し、以降、変動する燃料価格との差額を調整する制度であり、「燃料費調整の算定方法」として規定する「算定時に有効な関西電力株式会社が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）」とは、基本料金単価や従量料金単価の設定とそれに基づく燃料費調整の基準となる燃料価格の設定など、全体が適用可能な電気供給条件（特別高圧・高圧）が契約期間中における有効な関西電力株式会社が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）である。

関西電力株式会社が電気料金の改定により電気供給条件（特別高圧・高圧）を変更した場合は、改定後の電気料金を前提に算定した基準燃料価格などの前提諸元に変更された電気供給条件（特別高圧・高圧）の別表のみを適用するのではなく、契約単価を前提に適切な燃料費調整額を算定すること。

なお、この場合に契約単価の変更に関する協議の申し出があった場合は、本市はその協議に応じる。

平成 年 月 日

大阪市水道局長

様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

使用印

生 年 月 日

年 月 日生

受 任 者 名

## 誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

**大阪市暴力団排除条例（抜粋）**

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
  - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
  - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
  - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
  - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
  - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
  - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

**大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）**

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
  - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
  - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
  - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

# 記入例

表面

(様式2)

平成 年 月 日

大阪市水道局長

様

支店登録の場合は支店の所在地を記入してください。

住所又は事務所所在地

フリガナ

支店登録の場合は支店名称を記入してください。

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

生年月日

受任者名

受任者がいる場合は、受任者名を記入してください。

本市に届けている使用印を押印してください。

使用印

年 月 日生

代表者の生年月日を記入してください。

## 誓約書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。